

# 横浜市雨水調整池アクションプラン（保全計画）

令和8年3月

横浜市下水道河川局河川流域管理課

－ 目 次 －

1.	はじめに.....	1
2.	雨水調整池保全計画の概要.....	1
3.	基本的事項の整理.....	2
4.	対策実施の優先順位.....	8
5.	対策工法及び対策費用.....	10
6.	保全実施費用.....	12
7.	公共施設の適正化の計画.....	13

## 1. はじめに

横浜市河川部が所有する雨水調整池は 232 箇所（令和 3 年 3 月時点）あり、開発事業に伴い移管を受けたものである。大半の雨水調整池はコンクリート構造による施設で、整備から 50 年が経過するものもあり、経年劣化や損傷が生じた状態となっている。劣化、損傷の進行は、雨水調整池の機能低下や崩落等の発生要因となるため、点検、補修など適切な維持管理が求められる。

今後の社会情勢変化のもと、限られた財源、人的財源等、社会資本整備を行ううえで、様々な制約が生じると予想されるなか、これまでの事後保全型維持管理（※1）から予防保全型維持管理（※2）への転換が急務となっている。

そこで、本市河川部で管理している 230 箇所（※3）の雨水調整池を対象に保全計画を策定するため、基本的な事項の整理、検討を行ってきた。本計画は、これらの内容を踏まえ、本市で設定した考えに基づき、雨水調整池の計画的かつ効率的な点検、補修による維持管理を実施していくものである。

※1：護岸崩落等、機能低下を生じた施設について、更新工事、大規模改築等の対策による管理手法。→更新工事等による対応のため、対策費用が高額となる。

※2：軽微な損傷を生じた段階で補修等を行い、既存施設の延命化を図る管理手法。→更新工事等、事後保全型維持管理で行う対策と比較し、一般的には小規模な対策で済むため対策費用が抑制される。

※3：横浜市河川部で所有する雨水調整池 232 箇所のうち、令和 2 年度に移管を受けた「あざみ野一丁目雨水調整池」と上部利用により、河川部管理ではない「川向雨水調整池」の 2 施設については含まれていない。（「あざみ野一丁目雨水調整池」については計画の見直し時に対象施設へ反映させるものとする。今後、移管を受ける雨水調整池についても「あざみ野一丁目雨水調整池」と同様の扱いとする。）

## 2. 雨水調整池保全計画の概要

### （1）雨水調整池保全計画の目的

雨水調整池保全計画は、対象施設について予防保全の考えの下、点検・補修等の維持管理を効果的かつ効率的に行うことで、計画実施期間中における雨水調整池の機能維持を目的としている。

### （2）基本的事項

雨水調整池保全計画策定に係る基本的事項について、表 1 に示す事項を整理し、設定した。

表 1 基本的事項一覧表

事項	内容
対象施設	・保全計画の対象とする施設および範囲。
点検計画	・施設の状況を把握するための点検実施頻度および点検方法等。
性能評価 対策要否判定	・損傷評価に基づく施設性能評価。 ・対策の必要な損傷の設定
対策実施の優先順位	・施設性能、施設の重要度（背後地状況等）に応じた対策実施優先順位の設定。
計画実施期間	・調査～対策までの計画を実施する期間。 （対策実施後に、必要に応じた計画の見直しを行い、新たに維持管理計画を実施する）
対象施設の状況	・管理方針を判定するための基礎資料として、施設の損傷および劣化状況を把握。 （保全計画策定のための初回点検として実施）

### 3. 基本的事項の整理

#### (1) 対象施設

##### 1) 対象施設の構造形式

本計画で対象とする施設は、写真 1 に示す機能を確保する施設とする。対象施設は貯留量確保及び背後地保全に係る施設である、「RC 擁壁」「RC 函渠」「ブロック積み擁壁」「法枠ブロック」「コンクリート吹付」及び放流量維持に係る施設である、「スクリーン」「オリフィス」とする。



写真 1 対象施設

#### 2) 対象施設

対象施設は、横浜市下水道河川局河川部が管理する雨水調整池 230 施設とする。表 2-1～2-4 に対象とする施設を示す。

表 2-1 対象施設一覧 (1)

NO.	行政区	施設名	設置場所	構造	経過年数	滞水面積[m <sup>2</sup> ]	概略壁面積[m <sup>2</sup> ]
1	青葉区(南西)	あかね台 1号	あかね台1-14-1	RC+ブロック積み	30	9,114	2,187
2	青葉区(南西)	あかね台 2号	あかね台2-1-1	RC	30	1,482	564
3	青葉区(南西)	あかね台 3号	あかね台1-1-5	RC	30	940	436
4	青葉区(南西)	松風台	松風台46-1	RC	25	3,330	1,489
5	青葉区(南西)	奈良1号	奈良1-12-1	RC	24	7,970	3,035
6	青葉区(南西)	奈良2号	奈良2-21-1	ブロック	24	3,420	1,207
7	青葉区(南西)	つつじが丘	つつじが丘28-2	RC	19	54	83
8	青葉区(南西)	たちばな台	たちばな台1丁目8番3号外	RC	5	104	131
9	青葉区(南西)	新池	寺家町595番地2	ブロック	4	1,537	390
10	青葉区(南西)	鴨志田	鴨志田町816番地	RC	38	440	386
11	青葉区(南西)	学園奈良8号	奈良町1566-350付近	RC	32	1,079	604
12	青葉区(南西)	桜台	桜台13番地	ブロック	29	280	185
13	青葉区(南西)	みたけ台	みたけ台2-30	RC	27	266	164
14	青葉区(南西)	居谷戸池	寺家町548 付近	RC	27	1,654	342
15	青葉区(南西)	柿の木台	柿の木台35-1	RC	25	3,350	1,442
16	青葉区(南西)	榎が丘	榎が丘43-11	RC	25	92	138
17	青葉区(南西)	やじろ	鴨志田町537-1	RC+ブロック積み	38	13,400	2,084
18	青葉区(南西)	すみよし台1号	すみよし台5-16	RC	25	1,065	862
19	青葉区(南西)	すみよし台2号	すみよし台28-1 付近	RC	25	897	654
20	青葉区(南西)	梅が丘	梅が丘19-34	RC	25	30	57
21	青葉区(南西)	学園奈良1号	奈良町2762-125	RC	32	4,168	1,188
22	青葉区(南西)	学園奈良2号	奈良町1670-187	RC函渠	32	6,011	1,427
23	青葉区(南西)	学園奈良4号	奈良町1566-356	RC+ブロック積み	32	2,740	963
24	青葉区(南西)	学園奈良5-1号	奈良町1566-244 付近	RC	32	397	367
25	青葉区(南西)	学園奈良5-2号	奈良町1566-228 付近	RC	32	453	409
26	青葉区(南西)	学園奈良6号	奈良町1566-369	RC+ブロック積み	32	453	392
27	青葉区(南西)	学園奈良7号	奈良町1566-492 付近	RC	32	56	114
28	青葉区(北東)	黒須田 1号	黒須田21-5	RC	29	1,762	890
29	青葉区(北東)	黒須田 2号	黒須田7-2	RC	29	2,043	1,166
30	青葉区(北東)	谷戸池	鉄町1883	ブロック	29	2,117	464
31	青葉区(北東)	赤田 1号	あざみ野南3-1-2	RC+ブロック積み	28	7,326	2,200
32	青葉区(北東)	赤田 2号	あざみ野南1-4-2	RC+ブロック積み	28	8,303	2,112
33	青葉区(北東)	大場第三	大場町904-2	RC	27	855	396
34	青葉区(北東)	大場第二	みずが丘11-9	RC	25	2,550	685
35	青葉区(北東)	荏田北	荏田北1-13-1	RC	25	2,042	1,166
36	青葉区(北東)	すすき野 1号	すすき野1-3-33	RC	25	657	428
37	青葉区(北東)	大場町所在池	大場町704番地4	ブロック	10	721	232
38	青葉区(北東)	美しが丘西第1	美しが丘西3-65-11	RC	30	15,500	3,222
39	青葉区(北東)	あざみ野二丁目	あざみ野二丁目18番1外	RC函渠	3	203	315
40	青葉区(北東)	池尻	荏田町487-2 付近	RC	39	334	424
41	青葉区(北東)	美しが丘西第2	美しが丘西3-46-1 付近	RC	31	1,080	946
42	青葉区(北東)	美しが丘	美しが丘2-25 付近	RC	29	500	331
43	青葉区(北東)	あざみ野三丁目	あざみ野3-32-23 付近	RC	27	160	176
44	青葉区(北東)	富士塚 1号	荏田西1-4-4	RC	37	1,895	1,085
45	青葉区(北東)	市ヶ尾第二	市ヶ尾町1635	RC	25	1,180	893
46	青葉区(北東)	荏田北第2	荏田北1-12-50 付近	RC	21	233	194
47	青葉区(北東)	富士塚 2号	荏田西2-8-1 付近	RC	37	1,417	949
48	青葉区(北東)	泉田向	荏田西4-8-1	RC+ブロック積み	37	7,512	2,392
49	青葉区(北東)	荏子田	荏子田1-13-3	RC+ブロック積み	36	9,891	2,765
50	青葉区(北東)	もみの木台	鉄町2203-25	ブロック	34	1,490	387
51	青葉区(北東)	大場第一 1号	大場町385-17 付近	RC	31	2,282	703
52	青葉区(北東)	大場第一 2号	大場町380-2	RC	31	8,554	1,761
53	旭区	今宿町3号雨水調整池	今宿町2554-4	RC函渠	22	442	675
54	旭区	今宿町1号雨水調整池	今宿町2450-5	RC函渠	22	292	466
55	旭区	今宿第四	今宿町2664-1	RC	12	303	251
56	旭区	川井宿	川井宿町122	ブロック	31	548	192
57	旭区	藤和フレッシュタウン 2号	今宿町2676-30	RC	30	573	288
58	旭区	藤和フレッシュタウン 1号	今宿町2649-35	RC函渠	29	579	890
59	旭区	藤和フレッシュタウン 4号	今宿町2684-17	RC	29	265	197
60	旭区	今宿第二	今宿南町2132	RC	25	5,250	1,043

表 2-2 対象施設一覧 (2)

NO.	行政区	施設名	設置場所	構造	経過年数	滞水面積[m <sup>2</sup> ]	概略壁面積[m <sup>2</sup> ]
61	旭区	若葉台	若葉台3-1	土堤	35	15,491	3,250
62	旭区	南希望が丘	南希望が丘133-50 付近	RC	21	507	264
63	旭区	中白根2号	中白根4-1-83 付近	RC	20	206	125
64	旭区	さちが丘	さちが丘70-46 付近	RC	19	98	55
65	旭区	旭区中尾	中尾町1-8-1 付近	RC	17	217	153
66	旭区	笹野台第一	笹野台4-51	RC	14	55	62
67	旭区	笹野台団地	笹野台4-11	RC	9	716	312
68	旭区	グレースタウン三ツ境	笹野台3-57	RC	28	397	224
69	旭区	中白根	中白根2-11-11 付近	RC	26	107	96
70	旭区	東希望が丘	東希望が丘190-78 付近	RC	26	242	65
71	旭区	今宿第五	今宿町2572	RC	10	613	292
72	泉区	西田第二	桂坂6-6	RC	25	1,376	519
73	泉区	宮古 A	新橋町33-3	RC+ブロック積み	25	1,906	474
74	泉区	宮古 B	岡津町2072-8	RC	25	1,235	353
75	泉区	領家第二	岡津町209	RC	21	1,533	312
76	泉区	領家 A	領家1-11	ブロック	32	3,347	1,114
77	泉区	領家 B	領家4-14	ブロック	32	3,354	1,266
78	泉区	西田 B	西が岡2-31	ブロック	32	5,487	1,540
79	泉区	弥生台	弥生台45-6	RC	28	93	140
80	泉区	岡津 A	岡津町2701	RC	27	1,006	382
81	泉区	岡津 B	岡津町2693	RC	27	1,136	319
82	泉区	いずみ台	下和泉2-10	RC	33	770	285
83	泉区	順礼坂	新橋町1045	RC	18	613	388
84	泉区	いずみ野	和泉町5807-10 付近	RC	17	192	155
85	泉区	桜川	和泉町3102 付近	RC	17	2,454	409
86	泉区	中田南	中田南1-29 付近	RC函渠	10	451	226
87	泉区	新橋橋	新橋町154-5	RC	8	199	192
88	泉区	新橋	新橋町2109 付近	RC	4	42	89
89	泉区	中田町	中田南2-36	RC	29	227	127
90	泉区	西田 A	西が岡1-1-2	ブロック	32	8,792	1,882
91	神奈川区	片倉町2号	神奈川区片倉町5-26	RC	16	348	229
92	神奈川区	菅田	菅田町1548	RC	32	326	231
93	神奈川区	菅田2号(小机団地)	菅田町1058 付近	RC	21	537	315
94	神奈川区	片倉町(新片倉団地)	三枚町198 付近	RC	19	389	435
95	神奈川区	菅田3号	菅田町2843 付近	RC	16	71	59
96	金沢区	すみらんど金沢文庫B	釜利谷南4-1040-21	RC	24	435	288
97	金沢区	釜利谷東八丁目	釜利谷東8丁目11	RC	21	994	368
98	金沢区	八景の杜	大川2-32	RC	16	3,045	894
99	金沢区	コモア六浦 A	六浦南5-5	RC	25	715	331
100	金沢区	ウッドパーク金沢文庫	釜利谷南2-50 付近	RC	24	1,294	593
101	金沢区	すみらんど金沢文庫A	釜利谷南4-6 付近	RC	24	182	186
102	金沢区	釜利谷南4丁目1号	釜利谷南4-13	RC	22	3,255	1,119
103	金沢区	釜利谷南4丁目2号	釜利谷南4-11	RC+ブロック積み	22	2,202	565
104	金沢区	釜利谷西	釜利谷西3-43	RC	18	9,903	2,452
105	栄区	小菅ヶ谷	小菅ヶ谷4-12-3	ブロック	16	592	356
106	栄区	湘南桂台第一	公田町1408	ブロック	13	4,681	2,362
107	栄区	長尾台	長尾台町567	RC	22	1,333	336
108	栄区	鍛冶ヶ谷富士見台	鍛冶ヶ谷町452-352	RC	22	222	179
109	栄区	長沼住宅地	長沼町505-16	RC	17	370	232
110	栄区	飯島町	飯島町1296-8	RC	16	535	269
111	栄区	本郷台鍛冶ヶ谷	鍛冶ヶ谷445-1	RC	16	172	195
112	栄区	大船台住宅	庄戸1-6	法枠ブロック	36	12,150	5,979
113	栄区	湘南桂台第二	上郷町2120	法枠ブロック	13	12,303	4,469
114	栄区	本郷台第一	本郷台5-4	RC	5	5,230	1,510
115	栄区	小菅ヶ谷住宅	小山台2-32	RC	28	4,053	1,553
116	栄区	本郷台一丁目	本郷台1-1	ブロック	18	1,044	538
117	栄区	本郷台四丁目	本郷台4-25	RC	18	5,602	1,814
118	戸塚区	戸塚町	戸塚町4487-6	RC	24	114	175
119	戸塚区	舞岡町1丁目	舞岡町3555-4	RC函渠	22	25	97
120	戸塚区	戸塚町2号	戸塚町2022-1	RC函渠	22	29	71

表 2-3 対象施設一覧 (3)

NO.	行政区	施設名	設置場所	構造	経過年数	滞水面積[m <sup>2</sup> ]	概略壁面積[m <sup>2</sup> ]
121	戸塚区	下倉田	下倉田町817-1	RC	20	152	174
122	戸塚区	柏尾町1号	柏尾町815-1	RC	20	619	324
123	戸塚区	南谷	下倉田町615-19	RC	13	370	291
124	戸塚区	東戸塚陸橋2号	平戸町686	RC函渠	11	115	176
125	戸塚区	原宿三丁目1号	原宿三丁目367-236	RC	11	258	210
126	戸塚区	戸塚駅西口第一交通広場	戸塚町16番地18地先	RC函渠	6	416	535
127	戸塚区	深谷団地	深谷町146番5	ブロック	6	244	265
128	戸塚区	深谷町ノコタウン	深谷町1210-141	RC	2	247	348
129	戸塚区	神明台団地	矢部町956-1	RC	32	717	328
130	戸塚区	柏尾池	柏尾町1158-45 付近	ブロック	41	1,026	381
131	戸塚区	オ・ホ・ホ 戸塚舞岡第三	舞岡町3692 付近	RC	24	79	100
132	戸塚区	原宿	原宿5-26	RC	24	48	65
133	戸塚区	上矢部藤井	上矢部町36	RC函渠	24	306	211
134	戸塚区	小雀町	小雀町1861-49	RC	24	44	49
135	戸塚区	戸塚原宿第二	原宿3-49	RC	23	1,573	650
136	戸塚区	戸塚町3号	戸塚町823	RC	21	58	104
137	戸塚区	秋葉町	秋葉町206-55	RC	21	55	61
138	戸塚区	鳥が丘	鳥が丘67	RC	38	5,456	2,452
139	戸塚区	影取町	影取町69-39	RC	21	202	202
140	戸塚区	戸塚町4号	戸塚町910-2	RC	21	63	59
141	戸塚区	平戸5丁目	平戸5-7	RC函渠	19	71	171
142	戸塚区	南舞岡1丁目	南舞岡1-23-22 付近	RC	13	69	129
143	戸塚区	東戸塚陸橋1号	平戸町559 (高架下)	RC函渠	12	122	60
144	戸塚区	平戸高架	平戸町177 (高架下)	RC函渠	12	86	79
145	戸塚区	上柏尾	上柏尾町311	RC	34	187	82
146	戸塚区	前田町1号	前田町518-15	RC	8	88	89
147	戸塚区	秋葉町2号	秋葉町202-14	RC	8	85	109
148	戸塚区	吉田	吉田町106-22	RC	7	37	67
149	戸塚区	原宿団地	原宿1-49	RC函渠	33	1,929	1,442
150	戸塚区	ホームタウン戸塚	柏尾町1130-78	RC函渠	29	508	272
151	戸塚区	柏尾町	柏尾町1158-47	RC	29	86	117
152	戸塚区	舞岡リサーチパーク	舞岡町583	RC函渠	27	1,618	698
153	戸塚区	汲沢西	汲沢町509-2	RC	27	32	46
154	港南区	野庭団地第1	野庭町612	RC+ブロック積み	37	3,940	2,286
155	港南区	下永谷第一	下永谷2-20	RC函渠	31	771	1,166
156	港南区	野庭団地第2	野庭町602 付近	ブロック	38	7,635	3,243
157	港南区	下永谷住宅	下永谷1-6	RC	33	1,196	497
158	港南区	芹ヶ谷	芹ヶ谷4-27 付近	RC	24	241	208
159	港南区	下永谷第2	下永谷1-32 付近	RC	19	234	207
160	港南区	日野南	日野南5-4	コンクリート吹付	18	5,873	3,358
161	港南区	東永谷一丁目	東永谷1-29 付近	RC函渠	17	206	146
162	港南区	下永谷第3	下永谷3-32 付近	RC	16	42	61
163	港北区	小机町	小机町322-1	RC	14	235	195
164	港北区	篠原	篠原町1576-29	RC	12	60	81
165	港北区	菊名三丁目	菊名三丁目292-23	RC	9	30	73
166	港北区	篠原町表谷	篠原町2831番12	RC	3	464	179
167	港北区	小机ニューライフA	小机町1435-6	RC	4	342	377
168	瀬谷区	本郷三丁目	本郷3-62-2	RC	30	64	65
169	瀬谷区	瀬谷本郷二丁目	本郷二丁目29-28	ブロック	8	177	177
170	瀬谷区	宮沢1丁目	宮沢1-63	RC	14	556	330
171	瀬谷区	二ツ橋	二ツ橋町546-12	RC	16	92	57
172	瀬谷区	瀬谷駅北地区	中央7-13	RC函渠	20	1,420	2,156
173	瀬谷区	三ツ境住宅地	二ツ橋町252-7	ブロック	15	69	54
174	瀬谷区	水雲台団地	相沢6-11	ブロック	25	579	497
175	瀬谷区	三ツ境	三ツ境155-15	RC	24	94	118
176	瀬谷区	阿久和	阿久和東4-1	RC	22	794	418
177	瀬谷区	小松瀬谷住宅	東野95-12	RC	15	99	83
178	鶴見区	入江川遊水池	横浜鶴見区馬場七丁目1323~1337	法枠ブロック	不明	不明	2,000
179	鶴見区	上の宮	上の宮2-15	RC	24	34	83
180	鶴見区	駒岡1号	駒岡町3-11-13 付近	RC	19	309	212

表 2-4 対象施設一覧 (4)

NO.	行政区	施設名	設置場所	構造	経過年数	滞水面積[m <sup>2</sup> ]	概略壁面積[m <sup>2</sup> ]
181	鶴見区	馬場二丁目	馬場町2-15	RC	19	37	59
182	鶴見区	上の宮第2	上の宮2-5	RC	19	36	62
183	鶴見区	駒岡四丁目	駒岡4-27	RC	18	47	61
184	都筑区	加賀原2号	加賀原1-5	RC函渠	17	285	202
185	都筑区	早淵1号	早淵二丁目5-1	RC函渠	17	277	135
186	都筑区	早淵2号	早淵二丁目3-50	RC函渠	16	271	185
187	都筑区	荏田東1号	荏田東一丁目23-1	RC函渠	15	354	581
188	都筑区	池辺不動原 A	池辺町2516外	RC	12	1,208	295
189	都筑区	池辺不動原 B	池辺町2540外	RC	12	786	352
190	都筑区	茅ヶ崎中央	茅ヶ崎中央56-9	RC	12	3,365	1,513
191	都筑区	川和町宿	川和町1450-1	RC	13	215	112
192	都筑区	東方池	東方町1308	ブロック	31	1,491	482
193	都筑区	川和町	川和町1450	RC	28	68	56
194	都筑区	南山田	南山田2-28	RC函渠	20	411	673
195	都筑区	東山田1号	東山田2-10	RC函渠	19	586	221
196	都筑区	あゆみが丘	あゆみが丘1	RC	20	2,770	716
197	都筑区	加賀原1号	加賀原1-1	RC函渠	18	429	255
198	都筑区	すみれが丘	すみれが丘22	ブロック	44	6,658	2,276
199	都筑区	マツ桜ヶ丘 2号	大丸10-11	RC	36	287	171
200	保土ヶ谷区	境木本町	境木本町8	RC函渠	24	457	595
201	保土ヶ谷区	ビュート仏向 A	仏向町1288	RC	23	412	364
202	保土ヶ谷区	ビュート仏向 D	仏向町1144	RC	23	306	293
203	保土ヶ谷区	保土ヶ谷区新井町1号	新井町231-8	RC	21	81	49
204	保土ヶ谷区	西谷住宅地	上菅田町868	RC	28	327	441
205	保土ヶ谷区	仏向町	仏向町1515-47	RC	23	179	177
206	保土ヶ谷区	仏向町第二	仏向町1606-41	RC	13	66	84
207	緑区	白山町2号	白山2-17-25	RC函渠	23	56	118
208	緑区	三保天神前	三保町1817	ブロック	23	479	301
209	緑区	森の台1号	森の台42	RC	22	3,183	929
210	緑区	森の台2号	森の台10	RC	22	1,262	521
211	緑区	森の台3号	森の台11	RC	22	1,252	519
212	緑区	台村町1号	台村町810	RC	21	44	39
213	緑区	三保天神前第二 1号	三保町3016	RC	17	701	334
214	緑区	三保天神前第二 2号	三保町3016	RC	17	310	279
215	緑区	三保第一	三保町2576-3	RC	32	2,023	1,008
216	緑区	三保大上	三保町2650-3	RC	12	298	255
217	緑区	霧が丘地区複合施設 (旧霧が丘第三小学校)	霧が丘三丁目23	RC函渠	11	309	463
218	緑区	長津田杉山原	長津田町2187番地7	RC	11	25	52
219	緑区	三保第二	三保町1338-7	ブロック	32	2,446	995
220	緑区	寒池	北八朔町1078	ブロック	33	1,377	588
221	緑区	深田	長津田町3005	RC函渠	23	42	58
222	緑区	霧が丘	霧が丘1-1	RC	38	20,210	4,253
223	緑区	西八朔町	西八朔町72-15	RC	21	101	132
224	緑区	三保杉澤	三保町3027 付近	RC	17	722	217
225	緑区	三保久保中通1号	三保町3017-3	RC函渠	13	583	426
226	緑区	三保久保中通2号	三保町3054	RC函渠	13	515	399
227	緑区	白山	白山1-22	RC	32	3,466	1,013
228	緑区	竹山第二団地	竹山4-1-3 付近	RC	28	918	539
229	緑区	青砥	青砥町926 付近	RC	23	418	233
230	緑区	東本郷	東本郷5-42	ブロック	23	6,127	2,217

(2) 点検計画

点検計画は、①点検頻度、②点検項目、③点検方法、④実施期間について表 3 に示す通り、設定した。

表 3 点検計画

		内容																																																																																																			
点検頻度		・点検頻度は <b>4、5年ごとに1回</b> とし、2年に分けて対象施設の点検を実施する。(4年目は段差、はらみだし、傾斜、水平移動が確認された施設等を選定し、点検する。)ただし、点検結果の蓄積、損傷進行状況等を考慮し、点検頻度の見直しを検討する。 ・保全計画策定にあたり施設の状況把握を目的として、令和元年度～2年度にかけて初回点検を実施した。																																																																																																			
	点検項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="8">変状</th> <th rowspan="2">機能損失の有無</th> <th rowspan="2">破損</th> </tr> <tr> <th>クラック</th> <th>段差</th> <th>水平移動</th> <th>目地開き</th> <th>浮き等</th> <th>はらみだし</th> <th>傾斜</th> <th>機能損失の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">擁壁</td> <td>RC</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック積み</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">スクリーン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">オリフィス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">フェンス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床版</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												変状								機能損失の有無	破損	クラック	段差	水平移動	目地開き	浮き等	はらみだし	傾斜	機能損失の有無	擁壁	RC	○	○	○	○	○						ブロック積み	○	○	○	○		○	○				スクリーン										○		オリフィス										○		フェンス											○	床版		○								
		変状								機能損失の有無	破損																																																																																										
		クラック	段差	水平移動	目地開き	浮き等	はらみだし	傾斜	機能損失の有無																																																																																												
擁壁	RC	○	○	○	○	○																																																																																															
	ブロック積み	○	○	○	○		○	○																																																																																													
スクリーン										○																																																																																											
オリフィス										○																																																																																											
フェンス											○																																																																																										
床版		○																																																																																																			
点検方法		・雨水調整池の点検は、池底からの目視点検を基本とする。 ・雨水調整池一辺につき、写真1枚撮影する。なお、雨水調整池の一辺の長さが長い場合(10m程度以上)の撮影対象を複数枚に分割して撮影を行う。 ・損傷の確認後、デジタルカメラで損傷部の写真を撮り、管理カルテに損傷箇所の位置を記入する。本点検では損傷の形状寸法等の計測は規定していないが、必要に応じて損傷の寸法等を計測することが好ましい。 ※点検の範囲は、予め巡回しやすいように雨水調整池の巡回ルート設定をしたうえで実施する。なお、点検可能な箇所数は、1日あたり4～5箇所程度であるため、これを考慮した点検計画を立案する。																																																																																																			
実施期間		・本計画の実施期間を、以下の通り設定した。 令和3年度～令和22年度(20年間) ・計画進展に伴う点検結果の蓄積、損傷進行状況、対策実施状況等を踏まえ、雨水調整池保全計画の見直しを予定する。																																																																																																			

(3) 施設の損傷評価

損傷評価については、「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(国交省)」と「河川護岸に関する長寿命化指針(横浜市道路局河川部)」をもとに表 4-1～4-3 に示す評価基準を設定し、**損傷ランクを判定**する。

表 4-1 RC 擁壁、RC 函渠、フリーフレーム構造損傷ランク判定表

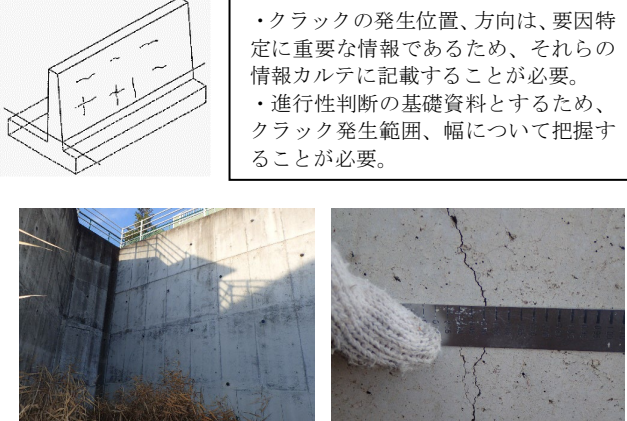
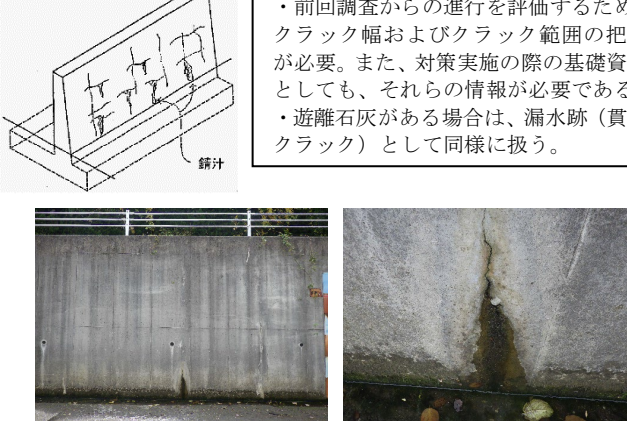
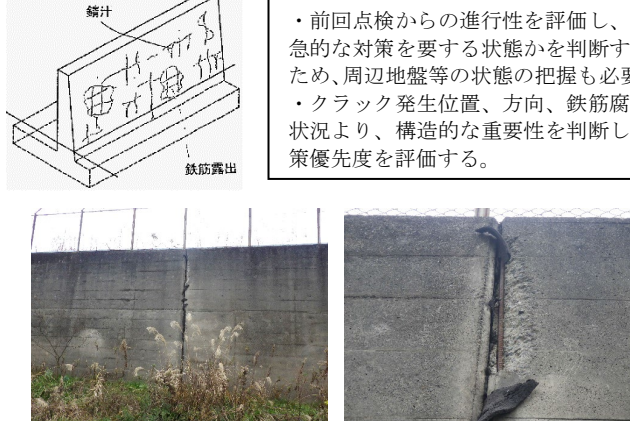
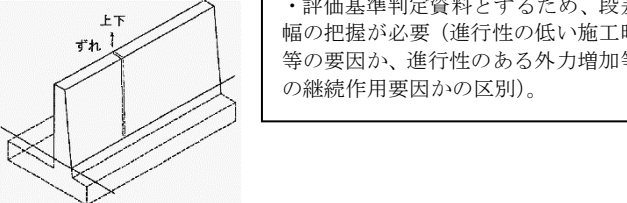
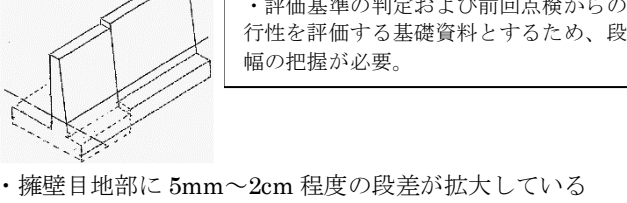
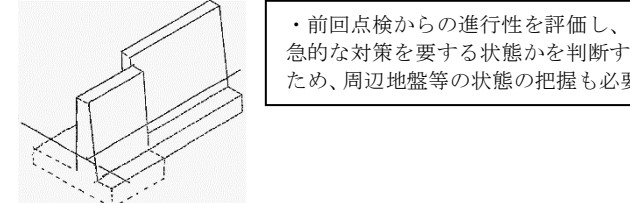



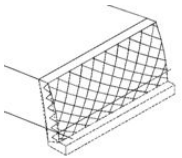
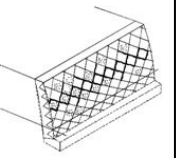
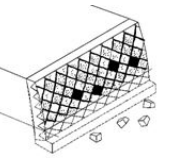
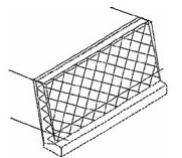
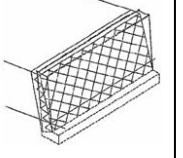
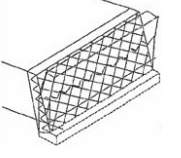
分類	変状	損傷ランク			
		経過観察	予防保全		緊急対策
		a	b	c	d
擁壁	クラック	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラックの発生位置、方向は、要因特定に重要な情報であるため、それらの情報カルテに記載することが必要。</li> <li>・進行性判断の基礎資料とするため、クラック発生範囲、幅について把握することが必要。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回調査からの進行を評価するため、クラック幅およびクラック範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>・遊離石灰がある場合は、漏水跡（貫通クラック）として同様に扱う。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> <li>・クラック発生位置、方向、鉄筋腐食状況より、構造的な重要性を判断し対策優先度を評価する。</li> </ul>	市民の生命・財産に影響を及ぼす緊急性の高い箇所
	段差	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準判定資料とするため、段差幅の把握が必要（進行性の低い施工時等の要因か、進行性のある外力増加等の継続作用要因かの区別）。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準の判定および前回点検からの進行性を評価する基礎資料とするため、段差幅の把握が必要。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul>	
	水平移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に 5mm 未満のズレ（前後方向）が生じている</li> <li>・進行性評価の資料とするため、移動量の把握が必要（進行性の低い施工時の要因か、進行性のある外力増加等の継続作用要因かの区別）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に 5mm～2cm 程度のズレ（前後方向）が拡大している</li> <li>・評価基準の判定および前回点検からの進行性を評価する基礎資料とするため、段差幅の把握が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部の段差が更に拡大し、2cm 以上となっている。</li> <li>・擁壁目地部に 2cm 以上のズレ（前後方向）が生じている。</li> </ul>	
	目地開き	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部から漏水が生じている</li> <li>・顕著な開きを生じている段階ではないが、水密性の低下した状態であり状況の把握が必要。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に 5mm～2cm 程度の開きが生じている。</li> <li>・前回調査からの進行を評価するため、開きの幅および範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>・開きからの背面土流出の有無を把握することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に 2cm 以上の開きが生じている。</li> <li>・前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul>	
	浮き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分的に浮きが発生している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・錆汁、漏水を伴う浮きが発生している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剥離、剥落を伴う浮きが発生している。</li> </ul>	

表 4-2 ブロック積み損傷ランク判定表 (1)

分類	変状	損傷ランク			
		経過観察	予防保全		緊急対策
		a	b	c	d
擁壁	クラック (縦)	 <ul style="list-style-type: none"> <li>経過観察の基礎資料（進行性の評価）として、クラック幅（写真撮影等）およびクラック発生範囲（カルテに記入）の把握が必要（進行性の低い施工時等の要因か、進行性のある外力増加等の継続作用要因かの区別）。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック目地部に沿ってクラックが発生している</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回調査からの進行を評価するため、クラック幅およびクラック範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>クラックからの背面土流出の有無を把握することが必要。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック目地部に沿ってクラックが発生しており、隙間ができている</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック目地部に沿って、クラック、隙間が発生しており、隙間を境に前後または上下にズレている</li> </ul>	市民の生命・財産に影響を及ぼす緊急性の高い箇所
	クラック (横)	 <ul style="list-style-type: none"> <li>横方向クラックの場合、はらみだしにより生じた可能性もあるため、擁壁表面の状態を観察し、はらみ出しの有無も確認が必要。</li> <li>経過観察の基礎資料（進行性の評価）として、クラック幅の把握が必要（進行性の低い施工時等の要因か、進行性のある外力増加等の継続作用要因かの区別）。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック目地部に沿ってクラックが発生している</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回調査からの進行を評価するため、クラック幅およびクラック範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>クラックからの背面土流出の有無およびはらみだしの発生を把握することが必要。</li> <li>構造性能の評価のため、ブロック同士のかみ合わせの状態把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック目地部に沿ってクラックが発生しており、ブロック自体にもクラックが発生している</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック目地部およびブロック自体にクラックが発生しており、開きが生じている。</li> </ul>	
	段差	 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準判定資料とするため、段差幅の把握が必要（進行性の低い施工時等の要因か、進行性のある外力増加等の継続作用要因かの区別）。</li> <li>縦クラック、目地開きを伴っていることが考えられるため、段差下部の確認必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>目地部にわずかな（5mm程度）段差が生じている</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準の判定および前回点検からの進行性を評価する基礎資料とするため、段差幅の把握が必要。</li> <li>段差下部の確認が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>目地部に5mm～2cm程度の段差が生じている</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>目地部に2cm以上の段差が生じている。</li> </ul>	
	水平移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁目地部に5mm未満のズレ（前後方向）が生じている</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>進行性評価の資料とするため、移動量の把握が必要（進行性の低い施工時等の要因か、進行性のある外力増加等の継続作用要因かの区別）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁目地部に5mm～2cm程度のズレ（前後方向）が拡大している</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準の判定および前回点検からの進行性を評価する基礎資料とするため、段差幅の把握が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁目地部に2cm以上のズレ（前後方向）が生じている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul>	

表 4-3 ブロック積み損傷ランク判定表 (2)

分類	変状	損傷ランク			
		経過観察	予防保全		緊急対策
		a	b	c	
	目地開き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な開きを生じている段階ではないが、水密性の低下した状態であり状況の把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に漏水が生じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回調査からの進行を評価するため、開きの幅および範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>・開きからの背面土流出の有無を把握することが必要。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に 5mm～2cm 程度の開きが生じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁目地部に 2cm 以上の開きが生じている。</li> </ul>	市民の生命・財産に影響を及ぼす緊急性の高い箇所
	はらみだし	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・横方向クラックを伴うことが考えられるため、横方向クラックの有無と範囲にも留意が必要。</li> <li>・経過観察の基礎資料（進行性の評価）として、はらみだし位置の把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸全体が前方へ膨らんでいる</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回調査からの進行を評価するため、クラック幅およびクラック範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>・構造性能の評価のため、ブロック同士のかみ合わせの状態把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膨らみが大きくブロック全体に隙間が生じている</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> <li>・構造性能の評価のため、ブロック欠損範囲、ブロックかみ合わせ状態の把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前面への膨らみが大きく、ブロックの落下がある</li> </ul>	
	傾斜	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜発生の位置および範囲を把握し、進行性判断の基礎資料とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁前面がわずかに前後している</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回調査からの進行を評価するため、傾斜範囲の把握が必要。また、対策実施の際の基礎資料としても、それらの情報が必要である。</li> <li>・構造性能の評価のため、ブロック同士のかみ合わせの状態把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸の傾斜が目視ではっきりわかる状態</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回点検からの進行性を評価し、緊急的な対策を要する状態かを判断するため、周辺地盤等の状態の把握も必要。</li> <li>・構造性能の評価のため、ブロック欠損範囲、ブロックかみ合わせ状態の把握が必要。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸全面が明らかに傾斜し、間中に折損がみられる</li> </ul>	
オリフィス、	機能損失の有無			<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な放流機能が確保されているか、オリフィス開口部の破損、ごみ等による閉塞の有無を確認。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能損失が発生している。</li> </ul>	
スクリーン	機能損失の有無			<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な放流機能が確保されているか、スクリーン部材の破損、ごみ等による閉塞の有無を確認。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能損失が発生している。</li> </ul>	

損傷ランクは、「a」「b」「c」「d」の4段階に区分している。管理方針については、損傷ランク

別に「a」→「経過観察」、「b、c」→「予防保全」と区分し、保全計画において**対策を要する損傷ランクは「b」および「c」**を対象とした。ただし、「段差」「水平移動」「はらみだし（ふくらみ）」「傾斜」については、発生原因が施工時の基礎処理不良のように進行性を有さないものと、想定以上の外力作用による進行性を有するものに分けられる。そのため、進行性の有無を把握するために詳細調査を行ったうえで、対策の要否及び対策手法を選定する必要がある。一方、今回の点検は初回点検であり、進行性判断を行うための情報が不足していることから、今後の点検で損傷についての情報蓄積を図る必要がある。そのため、**当該損傷については次回点検以降に対策要否を判断**するものとした。

#### 4. 対策実施の優先順位

前項で示した通り、対策実施は損傷ランク「c」「b」となっている施設を対象とした。ただし、対象施設（雨水調整池 230 箇所）の計画的な対策実施を行うため、以下 2 項目に応じた対策優先順位を設定した。

①：損傷評価に基づき、「**施設性能評価**」を設定した。「施設性能評価」が「c」「b」となった施設について、「**c**」評価施設の**対策を優先**して行い、「c」評価施設対策完了後に「b」評価施設の対策を行う。

②：「**施設性能評価**」が**同等の施設**については、(2)以降に示す施設個別優先度判定点数のうち、「**損傷種別及び損傷個数**」で算出される**損傷点数**と「**施設利用状況**」「**背後地施設の重要度**」「**背後地への浸水リスク**」から算出される**施設重要度点数**に基づき、以下の式で算出する**施設個別優先判定点数に基づき**対策を行う。

$$\text{施設個別優先度判定点数} = \text{損傷点数} \times \text{施設重要度点数} (\text{施設利用状況点数} + \text{背後地施設重要度点数} + \text{背後地への浸水リスク点数})$$

##### (1) 施設性能評価

施設の性能は、点検で確認された損傷のうち、最も厳しい損傷度を施設の性能（損傷度）として評価する。

表 5 施設性能評価

確認損傷中 最も厳しい損傷度	施設性能
損傷なし	健全
a	a
b	b
c	c
d	d

##### (2) 施設個別優先度判定点数

###### 1) 損傷点数

点検で確認された損傷について、表 6-1～6-3 に示す擁壁種別、損傷種別に応じた点数を設定した。施設で確認された損傷全ての点数を合計し、判定点数とする。

表 6-1 損傷種別に対する点数表 (1)

擁壁種別	損傷種類	損傷度	点数※	備考
RC擁壁・RC函渠・フリーフレーム	クラック	a	2.5	表面の軽微なクラック
		b	4.0	軽微な鉄筋腐食を伴う、漏水の発生
		c	8.0	鉄筋が腐食膨張し、かぶりコンクリートの剥離により露出した状態
		d	-	-
	段差・傾斜	a	4.0	5mm未満の段差、わずかな傾斜
		b	5.5	5mm～2cm未満の段差、明らかな傾斜
		c	8.0	2cm以上の段差
		d	-	-
	水平移動	a	2.0	5mm未満のずれ
		b	3.5	5mm～2cm未満のずれ
		c	5.0	2cm以上のずれ
		d	-	-
	目地開き	a	3.0	漏水の発生
		b	4.5	5mm～2cm未満の開き
		c	6.0	2cm以上の開き
		d	-	-
	浮き	a	2.5	表層の部分的な浮き
		b	4.0	軽微な鉄筋腐食を伴う、漏水の発生
		c	8.0	鉄筋の腐食膨張により、浮き箇所のコンクリートが一体性を失っているもしくは容易に叩き落とせる状態
		d	-	-

※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)：国土交通省」で示されている「宅地擁壁の損傷種別点数」を参考に設定。

表 6-2 損傷種別に対する点数表 (2)

擁壁種別	損傷種類	損傷度	点数※	備考
ブロック積・石積	クラック (縦)	a	2.0	目地部に軽微なクラック
		b	3.5	目地部に隙間が発生
		c	5.0	目地部の隙間を境にブロックのずれ
		d	-	-
	クラック (横)	a	3.5	目地部に軽微なクラック
		b	5.0	ブロック自体にクラック
		c	6.5	クラックが開いた状態
		d	-	-
	段差 (不同沈下)	a	4.0	5mm未満の段差
		b	5.5	5mm～2cm未満の段差
		c	7.0	2cm以上の段差
		d	-	-
	水平移動	a	3.0	5mm未満のずれ
		b	4.5	5mm～2cm未満のずれ
		c	6.0	2cm以上のずれ
		d	-	-
	目地開き	a	4.0	漏水の発生
		b	5.5	5mm～2cm未満の開き
		c	7.0	2cm以上の開き
		d	-	-
はらみだし (ふくらみ)	a	4.5	全体が前方にふくらみ	
	b	6.0	ふくらみが大きく隙間が発生	
	c	8.0	ふくらみが大きくブロック落下が発生	
	d	-	-	
傾斜	a	5.0	わずかな傾斜	
	b	6.5	明らかな傾斜	
	c	9.0	明らかに傾斜し壁面に折損	
	d	-	-	

※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案):国土交通省」で示されている「宅地擁壁の損傷種別点数」を参考に設定。

表 6-3 損傷種別に対する点数表(3)

施設種別	損傷種類	損傷度	点数※	備考
スクリーン	部材損壊	c	-	構成部材が損壊し、スクリーン形状が変形

※スクリーンの部材損傷は、進行性を有さない損傷であることから、機能損失を発見し次第、交換(優先順位最上位)するものとするとして点数付けを行っていない。

2) 施設重要度点数

A) 施設利用状況に応じた点数

計画の対象とする 230 施設中 69 施設では、平時においてテニスコートや公園等の多目的利用が行われている。そのため、各施設の利用状況に応じて、対策実施の優先度を市民サービス低下の有無という観点で点数を設定した。

表 7 利用状況の重要度

点数	利用状況	調整池(擁壁)崩壊時に想定されるリスク
2	公園(広場)、テニスコート	・市民サービスの低下
0	利用無し、池・ビオトープ※	-

※池、ビオトープとなっている施設は、現状で第三者の立入を制限しているため、利用なしとする。

写真 2 利用状況の例



公園(学園奈良4号雨水調整池)



テニスコート(小菅ヶ谷住宅雨水調整池)

b) 月夜地池取の里安及に心した点数

雨水調整池の背後地は、学校、道路、住宅等の様々な施設が立地している。雨水調整池が

倒壊し、背後地施設に影響が及んだ場合、周辺地域及び市民財産への影響が生じる。そのため、**背後地施設の性質に応じた影響**を考慮し、点数を設定した。

表 8 背後地施設重要度

点数	背後地施設	調整池（擁壁）崩壊時に想定されるリスク
3	学校、送電線鉄塔、河川	・周辺地域広範にわたる市民生活、経済活動、行政機能への影響
2	住宅、民間施設、道路※、駐車場	・市民財産の損失（経済的損失は大きい）
1	用水路、農地、森林	・市民財産の損失（経済的損失は小さい） ・自然環境への影響

※雨水調整池背後地の施設倒壊等による影響を被る程度に近接している道路としては生活道路である。

C) 背後地への浸水リスクが懸念される場合の点数

本計画で対象となる雨水調整池のうち、地下式を除くオープン形式（擁壁背後地が地上である）施設の中に、擁壁天端より背後地の低い施設が存在する。そのような擁壁天端より背後地が低い施設では、天端からの越水が生じた場合、背後地への浸水被害に繋がる。雨水調整池への雨水流入及び河川への放流機能が正常であれば、余裕高を超えて背後地に越水する恐れはない。しかし、多量の降雨時に雨水と共に木の枝やゴミ等が大量に流れ込んだことにより、放流口を閉塞させ、河川への放流機能を損失させた場合、天端からの越水による浸水被害が懸念される。これらのリスクを考慮し、点数を設定した。

表 9 背後地への浸水リスク重要度

点数	背後地条件	越水によるリスク
3	調整池擁壁天端高>背後地盤高	・背後地広範にわたる浸水発生により、市民生活、経済活動、行政機能への影響
0	調整池天端高≤背後地盤高	-

5. 対策工法及び対策費用

(1) 対策工法

保全実施費用算出にあたり、表 10 に示す対策工法を選定した。

表 10 損傷別の対策工法

損傷種別	対策工法	条件
ひび割れ	ひび割れ注入工	ひび割れ幅 1 cm
		ひび割れ幅 2 cm
		ひび割れ幅 3 cm
鉄筋露出	左官工法	壁面での鉄筋露出に適用し、露出長 1 m と想定
	型枠工法	支柱部の鉄筋露出に適用
目地開き	目地充填工	目地開き 2 cm
		目地開き 4 cm
		目地開き 6 cm
段差	地盤改良工	沈下抑制のための地盤改良を想定
水平移動	アンカー設置工	移動抑制のための壁体アンカーを想定
はらみだし 傾斜	壁面増厚工	はらみだし抑制のための壁面増厚とし、はらみだし高さを 4 m と想定
スクリーンの機能損失		

(2) 各施設の対策実施順位と費用

計画の対象となる230施設のうち、対策を必要とする施設（施設性能「c」「b」と判定した施設）について、選定した対策工法をもとに対策工事費を算出した。施設個別優先度判定点数で算出された優先度に基づき実施年と順位を整理した。

1) 施設性能「c」施設

施設性能「c」と判定された21施設について、表11に示す。

表 11 施設性能「c」施設対策順位一覧表

施設性能	施設名	行政区名	代表損傷	点数			順位	対策工事費(円)	対策実施年
				損傷	施設重要度	判定点数			
C	学園奈良5-2号	青葉区	スクリーン	-※1	-※1	-※1	1	1,668,708	1年目
	学園奈良6号	青葉区	スクリーン	-※1	-※1	-※1	1	1,644,569	1年目
	学園奈良8号	青葉区	スクリーン	-※1	-※1	-※1	1	1,632,820	1年目
	小計(1年目実施分)							4,946,097	
	旭区中尾	旭区	スクリーン	-※1	-※1	-※1	1	1,632,820	2年目
	釜利谷西	金沢区	スクリーン	-※1	-※1	-※1	1	1,650,603	2年目
	学園奈良2号	青葉区	クラック	197.5	8	1580	6	978,812	2年目
	美しが丘西第2	青葉区	クラック	56.0	5	280	7	82,240	2年目
	学園奈良1号	青葉区	クラック	20.0	8	160	8	29,532	2年目
	戸塚原宿第二	戸塚区	クラック	56.0	2	112	9	82,240	2年目
	今宿第二	旭区	クラック	18.0	6	108	10	11,749	2年目
	富士塚2号	青葉区	クラック	8.0	5	40	11	11,749	2年目
	本郷台鍛冶ヶ谷	栄区	クラック	8.0	5	40	11	11,749	2年目
	原宿	戸塚区	クラック	16.0	2	32	13	23,497	2年目
	長沼住宅地	栄区	クラック	13.0	2	26	14	11,749	2年目
	すみれが丘	都筑区	クラック	5.0	5	25	15	6,035	2年目
	コメ六浦A	金沢区	クラック	12.0	2	24	18	17,783	2年目
	仏向町	保土ヶ谷区	目地開き	12.0	2	24	18	110,274	2年目
	影取町	戸塚区	クラック	8.0	2	16	20	11,749	2年目
	小計(2年目実施分)							4,672,581	
	C ※2	今宿第二	旭区	水平移動	-	-	-	-	1,819,685
八景の杜		金沢区	水平移動	-	-	-	-	1,819,685	6年目
三保第一		緑区	水平移動	-	-	-	-	1,819,685	6年目
小計(6年目実施分)							5,459,055		

※1:「学園奈良6号、旭区中尾、学園奈良5-2号、釜利谷西、学園奈良8号」の6施設では、「スクリーンの機能損失」が生じており、対策実施順位最上位となるため、点数評価していない。

※2:「今宿第二、八景の杜、三保第一」で生じている「水平移動」については、損傷発生原因を調査し、次回点検以降(6年目以降)に対策を実施するため、その他の損傷と区別している。

2) 施設性能「b」施設

施設性能「b」と判定された51施設について、対策実施順位を表12-1~12-2に示す。

表 12-1 施設性能「b」施設対策順位一覧表(1)

施設性能	施設名	行政区名	代表損傷	点数			順位	対策工事費(円)	対策実施年
				損傷	施設重要度	判定点数			
b	片倉町(新片倉団地)	神奈川区	クラック	64.0	5	320	1	96,557	3年目
	あかね台1号	青葉区	目地開き	38.0	8	304	2	233,517	3年目
	小菅ヶ谷住宅	栄区	クラック	36.0	8	288	3	54,313	3年目
	赤田1号	青葉区	目地開き	55.0	5	275	4	291,896	3年目
	順礼坂	泉区	クラック	88.0	2	176	5	132,766	3年目
	いずみ野	泉区	クラック	28.0	5	140	6	42,244	3年目
	阿久和	瀬谷区	クラック	20.0	5	100	7	30,174	3年目
	三保杉澤	緑区	クラック	20.0	5	100	7	30,174	3年目
	あかね台2号	青葉区	目地開き	18.0	5	90	9	116,758	3年目
	南希望が丘	旭区	クラック	40.0	2	80	10	60,348	3年目
	菅田3号	神奈川区	クラック	16.0	5	80	10	24,139	3年目
	ホームタウン戸塚	戸塚区	クラック	16.0	5	80	10	24,139	3年目
	三保久保中通2号	緑区	クラック	8.0	8	64	13	12,070	3年目
	あかね台3号	青葉区	目地開き	31.5	2	63	14	204,327	3年目
	あざみ野三丁目	青葉区	クラック	12.0	5	60	15	18,104	3年目
	西八朔町	緑区	クラック	12.0	5	60	15	18,104	3年目
	竹山第二団地	緑区	クラック	12.0	5	60	15	18,104	3年目
	三保天神前	緑区	目地開き	11.0	5	55	18	58,379	3年目
	いずみ台	泉区	クラック	20.0	2	40	19	30,174	3年目
	柿の木台	青葉区	クラック	8.0	5	40	19	12,070	3年目
	学園奈良7号	青葉区	クラック	8.0	5	40	19	12,070	3年目
	駒岡1号	鶴見区	クラック	8.0	5	40	19	12,070	3年目
	上矢部藤井	戸塚区	クラック	8.0	5	40	19	12,070	3年目
	鳥が丘	戸塚区	クラック	8.0	5	40	19	12,070	3年目
	谷戸池	青葉区	クラック	7.0	5	35	25	12,070	3年目
	みたけ台	青葉区	クラック	16.0	2	32	26	24,139	3年目
	東希望が丘	旭区	クラック	16.0	2	32	26	24,139	3年目
	白山	緑区	クラック	16.0	2	32	26	24,139	3年目
	やじろ	青葉区	クラック	3.5	8	28	29	6,035	3年目
	荇子田	青葉区	クラック	3.5	8	28	29	6,035	3年目

表 12-2 施設性能「b」施設対策順位一覧表 (2)

施設性能	施設名	行政区名	代表損傷	点数			順位	対策工事費 (円)	対策実施年
				損傷	施設重要度	判定点数			
b	赤田 2号	青葉区	目地開き	5.5	5	28	29	29,190	3年目
	松風台	青葉区	クラック	4.0	6	24	32	6,035	3年目
	三ツ境住宅地	瀬谷区	目地開き	11.0	2	22	33	58,379	3年目
	大場第一 1号	青葉区	クラック	4.0	5	20	34	6,035	3年目
	笹野台第一	旭区	クラック	4.0	5	20	34	6,035	3年目
	中田南	泉区	クラック	4.0	5	20	34	6,035	3年目
	ウットパーク金沢文庫	金沢区	クラック	4.0	5	20	34	6,035	3年目
	三ツ境	瀬谷区	クラック	4.0	5	20	34	6,035	3年目
	大場町所在池	青葉区	目地開き	9.0	2	18	39	35,224	3年目
	学園奈良 4号	青葉区	クラック	3.5	5	18	39	6,035	3年目
	領家 A	泉区	クラック	3.5	5	18	39	6,035	3年目
	荏田北第 2	青葉区	クラック	8.0	2	16	42	12,070	3年目
	中白根 2号	旭区	クラック	8.0	2	16	42	12,070	3年目
	中田町	泉区	クラック	8.0	2	16	42	12,070	3年目
	小松瀬谷住宅	瀬谷区	クラック	8.0	2	16	42	12,070	3年目
	学園奈良 5-1号	青葉区	クラック	4.0	2	8	47	6,035	3年目
	藤和フレッシュタウン 2号	旭区	クラック	4.0	2	8	47	6,035	3年目
	日野南	港南区	クラック	4.0	2	8	47	6,035	3年目
	泉田向	青葉区	クラック	3.5	2	7	50	6,035	3年目
	寒池	緑区	クラック	3.5	2	7	50	6,035	3年目
小計 (3年目実施分)								1,902,722	
b※	水雲台団地	瀬谷区	段差	-	-	-	-	3,885,384	7年目
	小計 (7年目実施分)								3,885,384

※：「水雲台団地」については、損傷発生原因を調査し、次回点検以降（7年目以降）に対策を実施するため、その他の損傷と区別している。

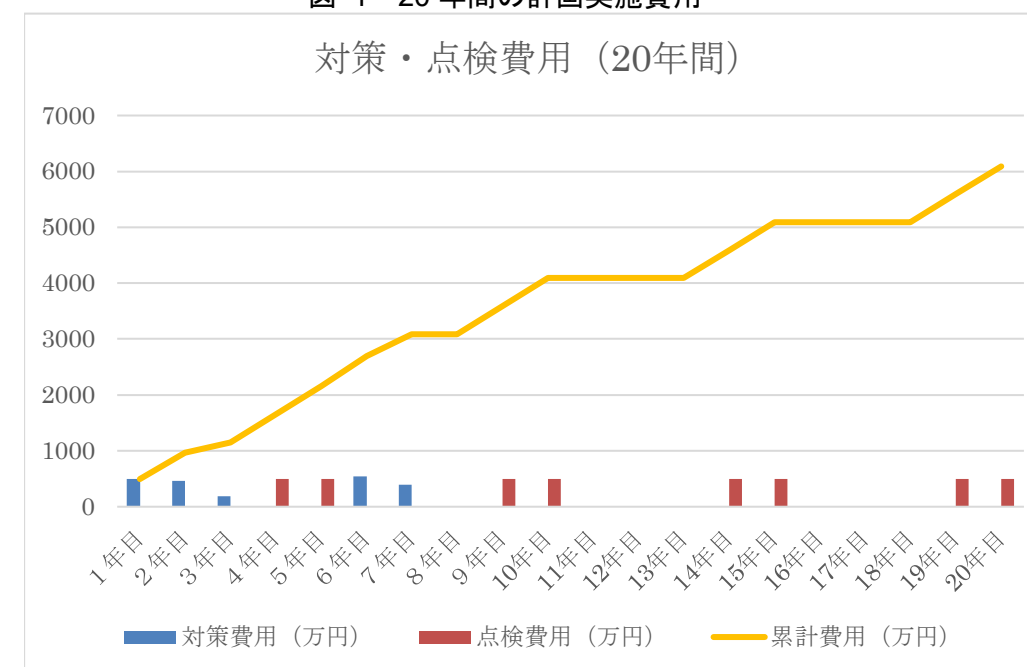
## 6. 保全実施費用

ライフサイクル期間を 20 年と設定し、対策工事費用及び点検費用を算出した。

- ①：1年目→施設性能「c」評価施設の対策実施費用「約 500 万円」
- ②：2年目→施設性能「c」評価施設の対策実施費用「約 500 万円」
- ③：3年目→施設性能「b」評価施設の対策実施費用「約 200 万円」
- ④：4年目→定期点検費用として「500 万円」
- ④：5年目→定期点検費用として「500 万円」
- ⑤：6年目→損傷原因及び進行性を把握するため、次回点検以降に実施するものとした「c 評価損傷」の対策実施費用として「約 500 万円」
- ⑥：7年目→損傷原因及び進行性を把握するため、次回点検以降に実施するものとした「b 評価損傷」の対策実施費用として「約 400 万円」
- ④：9年目→定期点検費用として「500 万円」
- ⑦：10年目→定期点検費用として「500 万円」
- ④：14年目→定期点検費用として「500 万円」
- ⑧：15年目→定期点検費用として「500 万円」
- ④：19年目→定期点検費用として「500 万円」
- ⑨：20年目→定期点検費用として「500 万円」

今後 20 年間で想定される保全計画に係る費用は「約 6,100 万円」であった。また、対策実施費用は「約 2,100 万円」であり、優先度の高い「c」評価施設を 1～2 年目、「b」評価施設を 3 年目に実施する。4、5 年ごとの定期点検時の結果をもとに計画の見直し、更新を行い、補修を実施していくものとする。

図 1 20 年間の計画実施費用



---

## 7. 公共施設の適正化の計画

### 公共施設のマネジメント3原則

横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンに定めた「公共施設の適正化」を具体化するための基本原則として、「公共施設のマネジメント3原則」を定め、総合的に取り組んでいくことにより、公共施設が提供する機能・サービスの維持・向上を目指します。

そこで、雨水調整池施設においても次のとおり適正化の取組を進めていきます。

#### (1) 保全・運営の最適化

長寿命化を基本とした保全更新を着実にを行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進します。

- ・雨水調整池の敷地を事業者へ貸し出すことで、浚渫や除草等の維持管理を実施していただき、予防保全型維持管理を推進します。
- ・保守点検のデータベースを構築し、点検データの登録から補修履歴の管理まで、デジタルマップを含めて一元的に管理できるようにします。また、現場に携行できるタブレット端末等により、現場での入力やデータベースの読み込みも可能とします。これにより、保守点検業務の効率化・省力化を進めます。

#### (2) 施設規模の効率化

人口減少下においても基本的な機能は維持しつつ、更新時における施設のスリム化やコスト縮減、平準化等を積極的に推進します。

- ・雨水調整池の保全工事を計画的に実施するために、日常点検や定期点検などを踏まえ個別施設計画である、アクションプランを策定・改定することで、効率的・計画的な補修を実施し事業費を可能な限り平準化させる。
- ・民間雨水調整池を活用するなどの検討を図ります。

#### (3) 施設財源の創出

資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化を行います。

- ・雨水調整池の上部空間や敷地を事業者へ貸付を行い有効活用すること、施設の維持管理だけでなく安定的な財源の創出に努めます。